

長野県地球温暖化対策条例施行規則新旧対照表（平成31年3月改正）

改 正	従 前
<p>(特定電気機器等)</p> <p>第9条 条例第18条第1項の規則で定める機械器具は、未使用の機械器具で、省エネ法第146条第1項に規定する製造事業者等が製造し、又は輸入するものうち、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) エアコンディショナー（暖房の用に供することができるものを含み、冷房能力が50.4キロワットを超えるもの及び水冷式のものその他エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号。以下「省エネ法施行規則」という。）第92条第1項に規定するもの以外のものうち、直吹き形かつ壁掛け形のものに限る。次条第1号において同じ。）</p> <p>(2) 蛍光ランプのみを主光源とする照明器具（防爆型のものその他省エネ法施行規則第92条第2項に規定するもの以外のものうち、ねじ込み口金及び蛍光ランプ用安定器が構造上一体となったもの以外のものであって家庭用のものに限る。次条第2号において同じ。）</p> <p>(3) テレビジョン受信機（交流の電路に使用されるものに限る、産業用のものその他省エネ法施行規則第92条第3項に規定するものを除く。以下同じ。）</p> <p>(4) 電気冷蔵庫（冷凍庫と一体のものを含み、熱電素子を使用するものその他省エネ法施行規則第92条第8項に規定するものを除く。次条第6号及び第11条第8号において同じ。）</p> <p>(5) 電気便座（他の給湯設備から温水の供給を受けるものその他省エネ法施行規則第92条第14項に規定するものを除く。次条第7号において同じ。）</p> <p>(地球温暖化の防止に資する性能等)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 省エネ法第145条第1項の規定により、機器ごとに経済産業大臣が定める測定方法によって得られた数値（次号において「エネルギー消費効率」という。）</p> <p>(3) 省エネ法第145条第1項の規定により、機器ごとに経済産業大臣が定める数値に対するエネルギー消費効率の達成率を百分率で表したもの</p>	<p>(特定電気機器等)</p> <p>第9条 条例第18条第1項の規則で定める機械器具は、未使用の機械器具で、省エネ法第79条第1項に規定する製造事業者等が製造し、又は輸入するものうち、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) エアコンディショナー（暖房の用に供することができるものを含み、冷房能力が50.4キロワットを超えるもの及び水冷式のものその他エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号。以下「省エネ法施行規則」という。）第48条第1項に規定するもの以外のものうち、直吹き形かつ壁掛け形のものに限る。次条第1号において同じ。）</p> <p>(2) 蛍光ランプのみを主光源とする照明器具（防爆型のものその他省エネ法施行規則第48条第2項に規定するもの以外のものうち、ねじ込み口金及び蛍光ランプ用安定器が構造上一体となったもの以外のものであって家庭用のものに限る。次条第2号において同じ。）</p> <p>(3) テレビジョン受信機（交流の電路に使用されるものに限る、産業用のものその他省エネ法施行規則第48条第3項に規定するものを除く。以下同じ。）</p> <p>(4) 電気冷蔵庫（冷凍庫と一体のものを含み、熱電素子を使用するものその他省エネ法施行規則第48条第8項に規定するものを除く。次条第6号及び第11条第8号において同じ。）</p> <p>(5) 電気便座（他の給湯設備から温水の供給を受けるものその他省エネ法施行規則第48条第14項に規定するものを除く。次条第7号において同じ。）</p> <p>(地球温暖化の防止に資する性能等)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 省エネ法第78条第1項の規定により、機器ごとに経済産業大臣が定める測定方法によって得られた数値（次号において「エネルギー消費効率」という。）</p> <p>(3) 省エネ法第78条第1項の規定により、機器ごとに経済産業大臣が定める数値に対するエネルギー消費効率の達成率を百分率で表したもの</p>

改 正	従 前
<p>(4) 省エネ法第145条第1項の規定に基づき、機器ごとに経済産業大臣が定める年度</p> <p>(5) <u>日本産業規格C9901</u>（電気便座にあつては、<u>日本産業規格A4423</u>）に定める省エネ性マーク</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>第5章 建築物に関する地球温暖化対策 （環境への負荷の低減の検討等）</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例第20条第1項第2号の規則で定める建築物は、次に掲げる建築物とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 建築基準法第85条第5項又は第6項の許可を受けた建築物</p> <p>4～7 (略)</p>	<p>(4) 省エネ法第78条第1項の規定に基づき、機器ごとに経済産業大臣が定める年度</p> <p>(5) <u>日本工業規格C9901</u>（電気便座にあつては、<u>日本工業規格A4423</u>）に定める省エネ性マーク</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>第5章 建築物に関する地球温暖化対策 （環境への負荷の低減の検討等）</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例第20条第1項第2号の規則で定める建築物は、次に掲げる建築物とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 建築基準法第85条第5項の許可を受けた建築物</p> <p>4～7 (略)</p>